



県章

山形県公報

平成29年12月26日（火）

第2906号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 技能労務職員に関する規則等の一部を改正する規則……………（人 事 課）…1228
- 山形県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則……………（みどり自然課）… 同

訓 令

- 山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令……………（人 事 課）…1250
- 職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令……………（ 同 ）…1252

告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（地域福祉推進課）… 同
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………（ 同 ）… 同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（ 同 ）…1253
- 生活保護法による指定介護機関の変更の届出……………（ 同 ）… 同
- 同……………（ 同 ）…1254
- 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………（ 同 ）… 同
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………（ 同 ）… 同
- 農用地利用配分計画の認可……………（農村計画課）…1255
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁建設総務課）…1256
- 同……………（ 同 ）…1257
- 平成19年3月県告示第304号（山形県港湾施設の概要）の一部改正……………（空港港湾課）… 同
- 建築基準法の規定による指定構造計算適合性判定機関の変更の届出……………（建築住宅課）… 同
- 県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃……………（ 同 ）…1258

選挙管理委員会関係

告 示

- 政治団体の設立……………1265
- 政治団体の届出事項の異動……………1266
- 政治団体の解散…………… 同
- 資金管理団体の届出事項の異動……………1267

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則…………… 同
- 山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則……………1269

公 告

- 平成30年山形県保育士試験の実施……………（子育て支援課）… 同
- 駐車監視員資格者講習及び駐車監視員資格者認定考査の実施……………（公安委員会）…1270
- 平成28年度会計対象財政的援助団体等の監査結果の公表……………（監 査 委 員）…1271

○一般競争入札の公告……………（中央病院）…1278

正 誤

規 則

技能労務職員に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第48号

技能労務職員に関する規則等の一部を改正する規則

（技能労務職員に関する規則の一部改正）

第1条 技能労務職員に関する規則（昭和33年4月県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「並びに給与条例附則第18項の規定により給与が減ぜられて支給される職員」を削る。

（技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第2条 技能労務職員に関する規則の一部を改正する規則（平成18年3月県規則第38号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「には」を「には、平成30年3月31日までの間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

山形県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第49号

山形県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

山形県環境影響評価条例施行規則（平成11年7月県規則第68号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 準備書の作成前の手続（第4条―第11条）」を

「第1章の2 方法書の作成前の手続（第3条の2―第3条の11）」に、「第12条」を「第11条の2」に、「第39条」

第2章 方法書（第3条の12―第11条）」

を「第39条の2」に改める。

第1章の次に次の1章を加える。

第1章の2 方法書の作成前の手続

（配慮書の送付部数）

第3条の2 条例第4条の4の規定による配慮書及びこれを要約した書類（以下「配慮書等」という。）の送付の部数は、知事に対する送付にあっては20部、配慮書関係市町村長に対する送付にあってはそれぞれ5部とする。

ただし、知事が必要と認めるときは、送付の部数を増加することを指示することができる。

（配慮書についての公告の方法）

第3条の3 条例第4条の5の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること。
- (2) 関係する市町村の協力を得て、当該市町村の広報紙に掲載すること。
- (3) 官報に掲載すること。
- (4) その他知事が適切と認める方法

2 配慮書事業者は、前項の公告をしようとするときは、あらかじめ、知事及び配慮書関係市町村長に対し、公告の方法及び予定年月日並びに公告する事項の内容を通知しなければならない。

（配慮書の縦覧）

第3条の4 条例第4条の5の規定により配慮書等を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- (1) 配慮書事業者の事務所

- (2) 県の庁舎その他の県の施設
 - (3) 関係する市町村の協力が得られた場合にあつては、当該市町村の庁舎その他の当該市町村の施設
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、配慮書事業者が利用できる適切な施設
- （配慮書について公告する事項）

第3条の5 条例第4条の5の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 配慮書対象事業の名称、種類及び規模
 - (3) 事業実施想定区域
 - (4) 配慮書関係地域の範囲
 - (5) 配慮書の縦覧の場所、期間及び時間
 - (6) 配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
 - (7) 条例第4条の6第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項
- （配慮書の公表）

第3条の6 条例第4条の5の規定による配慮書等の公表は、次に掲げる方法のうち、適切な方法により行うものとする。

- (1) 配慮書事業者のウェブサイトへの掲載
 - (2) 関係する市町村の協力が得られた場合にあつては、当該市町村のウェブサイトへの掲載
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、配慮書事業者が利用できる適切なウェブサイトへの掲載
- （配慮書についての意見書の提出）

第3条の7 条例第4条の6第1項の規定による意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象である配慮書の名称
- (3) 配慮書についての環境の保全の見地からの意見
- (4) 配慮書事業者が条例第4条の7の規定により知事及び配慮書関係市町村長に送付するために意見書を複写することについての同意の有無

2 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

（配慮書についての意見書の写しの送付）

第3条の8 条例第4条の7の規定による意見書の写しの送付は、その複写を同意する旨の記載のある意見書に限って行うものとする。

（配慮書についての知事の意見の提出期間）

第3条の9 条例第4条の8第1項の規則で定める期間は、60日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、120日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 知事は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、配慮書事業者に対し、遅滞なく、その旨及びその理由を通知するものとする。

（方法書の公告前における配慮書対象事業の廃止等の場合の通知）

第3条の10 条例第4条の9第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 配慮書対象事業を実施しないこととした場合 配慮書対象事業廃止通知書（別記様式第1号）
- (2) 条例第4条の3第1項第2号に掲げる事項を修正した場合において当該修正後の事業が配慮書対象事業に該当しないこととなったとき。 配慮書対象事業修正通知書（別記様式第1号の2）
- (3) 配慮書対象事業の実施を他の者に引き継いだ場合 配慮書対象事業承継通知書（別記様式第1号の3）

（方法書の公告前における配慮書対象事業の廃止等の場合の公告）

第3条の11 第3条の3第1項の規定は、条例第4条の9第1項の規定による公告について準用する。

2 条例第4条の9第1項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 配慮書対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 条例第4条の9第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
- (4) 条例第4条の9第1項第3号に該当した場合にあつては、引継ぎにより新たに配慮書事業者となった者の氏

名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

「第2章 準備書の作成前の手続」を「第2章 方法書」に改める。

第2章中第4条の前に次の1条を加える。

（方法書の記載事項）

第3条の12 条例第5条第1項第8号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第4条の6第1項の意見の概要
- (2) 前号の意見についての事業者の見解
- (3) 条例第4条の2の規定による配慮書対象事業が実施されるべき区域その他の技術指針で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

第4条から第6条までを次のように改める。

（方法書の送付部数）

第4条 第3条の2の規定は、条例第6条の規定による方法書及び要約書の送付の部数について準用する。この場合において、第3条の2中「配慮書関係市町村長」とあるのは、「方法書関係市町村長」と読み替えるものとする。

（方法書についての公告の方法）

第5条 第3条の3の規定は、条例第7条の規定による公告について準用する。この場合において、第3条の3第2項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「配慮書関係市町村長」とあるのは「方法書関係市町村長」と読み替えるものとする。

（方法書の縦覧）

第6条 第3条の4の規定は、条例第7条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第3条の4中「配慮書等」とあるのは「方法書及び要約書」と、同条第1号及び第4号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と読み替えるものとする。

第7条の2を次のように改める。

（方法書の公表）

第7条の2 第3条の6の規定は、条例第7条の規定による公表について準用する。この場合において、第3条の6中「配慮書等」とあるのは「方法書及び要約書」と、同条第1号及び第3号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と読み替えるものとする。

第7条の4第1項中「第5条」を「第3条の3」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第3条の3第2項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「配慮書関係市町村長」とあるのは「方法書関係市町村長」と読み替えるものとする。

第8条を次のように改める。

（方法書についての意見書の提出）

第8条 第3条の7の規定は、条例第8条第1項の規定による意見書について準用する。この場合において、第3条の7第1項第2号及び第3号中「配慮書」とあるのは「方法書」と、同項第4号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「第4条の7」とあるのは「第9条」と、「配慮書関係市町村長」とあるのは「方法書関係市町村長」と読み替えるものとする。

第9条を次のように改める。

（方法書についての意見書の写しの送付）

第9条 第3条の8の規定は、条例第9条の規定による意見書の写しの送付について準用する。

第10条第2項を次のように改める。

2 第3条の9第2項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。この場合において、同項中「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

第11条中「第4条」を「第3条の2」に改める。

第3章中第12条の前に次の1条を加える。

（準備書の記載事項）

第11条の2 第3条の12の規定は、条例第13条第1項第8号の規則で定める事項について準用する。

第12条中「第4条」を「第3条の2」に、「方法書関係市町村長」を「配慮書関係市町村長」に改める。

第13条中「別記様式第1号」を「別記様式第1号の4」に改める。

第14条中「第5条の」を「第3条の3の」に、「第5条第2項中「方法書関係市町村長」とあるのは、」を「第3条の3第2項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「配慮書関係市町村長」とあるのは」に改める。

第15条中「第6条」を「第3条の4」に、「方法書等」とあるのは、」を「配慮書等」とあるのは」に、「要約書」を「要約書」と、同条第1号及び第4号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」に改める。

第16条の2中「第7条の2」を「第3条の6」に、「方法書等」とあるのは、」を「配慮書等」とあるのは」に、「要約書」を「要約書」と、同条第1号及び第3号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」に改める。

第18条中「第5条及び」を「第3条の3及び」に、「第5条第2項中「方法書関係市町村長」を「第3条の3第2項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「配慮書関係市町村長」に改める。

第21条中「第8条の」を「第3条の7の」に、「第8条第1項第2号」を「第3条の7第1項第2号」に、「方法書」を「配慮書」に、「第9条」を「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「第4条の7」に、「方法書関係市町村長」を「配慮書関係市町村長」に改める。

第23条中「第9条」を「第3条の8」に改める。

第24条第2項中「第10条第2項」を「第3条の9第2項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

第36条中「第4条」を「第3条の2」に、「要約書及び参考資料」を「これを要約した書類及びこれを補足する書類」に、「方法書関係市町村長」を「配慮書関係市町村長」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（評価書についての知事の意見の提出期間）

第36条の2 条例第21条の2第1項の規則で定める期間は、60日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、積雪その他の自然現象により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、120日を超えない範囲内において知事が定める期間とする。

2 第3条の9第2項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。この場合において、同項中「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする。

（条例第21条の3第1項第1号の規則で定める軽微な修正等）

第36条の3 第35条の規定は、条例第21条の3第1項第1号の規則で定める軽微な修正及び同号の規則で定める修正について準用する。

第37条中「第5条の」を「第3条の3の」に、「第5条第2項中「方法書関係市町村長」とあるのは、」を「第3条の3第2項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「配慮書関係市町村長」とあるのは」に改める。

第38条中「第6条の」を「第3条の4の」に、「第6条中「方法書等」とあるのは、」を「第3条の4中「配慮書等」とあるのは」に、「要約書」を「これを要約した書類」と、同条第1号及び第4号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」に改める。

第39条の2中「第7条の2」を「第3条の6」に、「方法書等」とあるのは、」を「配慮書等」とあるのは」に、「要約書」を「これを要約した書類」と、同条第1号及び第3号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」に改める。

第43条第1項、第46条第2項及び第48条第1項中「第5条第1項」を「第3条の3第1項」に改める。

第50条中「第4条」を「第3条の2」に、「方法書関係市町村長」を「配慮書関係市町村長」に改める。

第51条第1項中「第5条の」を「第3条の3の」に、「第5条第2項中「方法書関係市町村長」とあるのは、」を「第3条の3第2項中「配慮書事業者」とあるのは「事業実施者」と、「配慮書関係市町村長」とあるのは」に改める。

第52条中「第6条」を「第3条の4」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第3条の4中「配慮書等」とあるのは「事後調査報告書」と、同条第1号及び第4号中「配慮書事業者」とあるのは「事業実施者」と読み替えるものとする。

第54条の見出し中「手続」を「手続等」に改め、同条第1項中「都市計画法（昭和43年法律第100号）第15条第1項の県又は市町村（同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣（同法第85条の2の規定により同法第22条第1項に規定する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合にあっては、当該地方整備局長）又は市町村。以下「」を削り、「」という。）が」を「が計画段階配慮事項についての検討その他の手続を行う場合における条例第4条の2から第4条の9までの規定及び」に改め、同項の表中

第5条第1項各号列記 以外の部分	事業者	都市計画法第15条第1項の県又は市町村（同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国土交通大臣又は市町村。以下「都市計画決定権者」という。）
	対象事業	対象事業が都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業に係る都市施設（以下「対象事業等」という。）を同法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。）

を

第4条の2	配慮書対象事業（第2条第2項各号に掲げる事業（法第2条第2項に規定する第一種事業及び法第3条の10第1項の規定による通知がなされた法第2条第3項に規定する第二種事業を除く。）をいう。以下同じ。）を実施しようとする者（委託に係る配慮書対象事業にあっては、その委託をしようとする者。以下「配慮書事業者」という。）は、配慮書対象事業	第37条第1項の都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）は、配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設を都市計画法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る配慮書対象事業（以下「都市計画配慮書対象事業」という。）
	当該配慮書対象事業	当該都市計画配慮書対象事業
第4条の3第1項各号列記以外の部分	配慮書事業者	都市計画決定権者
第4条の3第1項第1号	配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第4条の3第1項第2号	配慮書対象事業	都市計画配慮書対象事業
第4条の4	配慮書事業者	都市計画決定権者
	配慮書対象事業	都市計画配慮書対象事業

に改め、「（当該対象事

第4条の5、第4条の6第1項、第4条の7、第4条の8第1項及び第4項並びに第4条の9第1項	配慮書事業者	都市計画決定権者
第4条の9第1項第1号	配慮書対象事業を実施しない	都市計画配慮書対象事業を都市計画に定めない
第5条第1項各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	対象事業が都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業（以下「対象事業等」という。）を同法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。）

業の計画を策定する際に代替案の検討を行った場合にあつては、その計画を策定するに至った経緯を含む。）」を

削り、

第5条第1項第3号	対象事業が	都市計画対象事業が
第5条第1項第4号	対象事業	都市計画対象事業

を

第5条第1項第6号	事業者	都市計画決定権者
第5条第1項第7号	対象事業	都市計画対象事業
第5条第2項	事業者	都市計画決定権者

に、

第21条	事業者	都市計画決定権者
	及び関係市町村長	、関係市町村長及び第37条の事業者

を

第21条	事業者	都市計画決定権者
	及び関係市町村長	、関係市町村長及び第37条第1項の事業者
第21条の2第1項及び第3項並びに第21条の3第1項	事業者	都市計画決定権者
第21条の3第1項第3号	対象事業	都市計画対象事業
第21条の3第2項	事業者	都市計画決定権者
第21条の3第3項	事業者	都市計画決定権者
	及び関係市町村長	、関係市町村長及び第37条第1項の事業者

に改め、同条第2項中

「条例第5条第2項」を「条例第4条の3第2項、条例第4条の9第1項第3号及び第2項、条例第5条第3項」に改め、同条第3項中「第4条から」を「第3条の2から」に、「まで（）」を「まで（第3条の10第3号、第3条の11第2項第4号、）」に改め、同項の表を次のように改める。

左欄	中欄	右欄
第3条の2	条例第4条の4	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の4
第3条の3第1項	条例第4条の5	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の5
第3条の3第2項	配慮書事業者	都市計画決定権者
第3条の4	条例第4条の5	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の5
第3条の4第1号及び第4号	配慮書事業者	都市計画決定権者
第3条の5	条例第4条の5	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の5
第3条の5第1号	配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第3条の5第2号	配慮書対象事業	都市計画配慮書対象事業（第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の2の都市計画配慮書対象事業をいう。以下同じ。）
第3条の5第7号	条例第4条の6第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の6第1項
第3条の6	条例第4条の5	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の5
第3条の6第1号及び第3号	配慮書事業者	都市計画決定権者
第3条の7第1項	条例第4条の6第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の6第1項
第3条の7第1項第4号	配慮書事業者	都市計画決定権者
	条例第4条の7	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の7
第3条の8	条例第4条の7	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の7
第3条の9第1項	条例第4条の8第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の8第1項

第3条の9第2項	配慮書事業者	都市計画決定権者
第3条の10	条例第4条の9第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の9第1項
第3条の10第1号	配慮書対象事業を実施しない	都市計画配慮書対象事業を都市計画に定めない
第3条の10第2号	条例第4条の3第1項第2号	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の3第1項第2号
	配慮書対象事業	都市計画配慮書対象事業
第3条の11第1項及び第2項各号列記以外の部分	条例第4条の9第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の9第1項
第3条の11第2項第1号	配慮書事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第3条の11第2項第2号	配慮書対象事業	都市計画配慮書対象事業
第3条の11第2項第3号	条例第4条の9第1項各号	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の9第1項第1号又は第2号
第3条の12第1号	条例第4条の6第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の6第1項
第3条の12第2号	事業者	都市計画決定権者
第3条の12第3号	条例第4条の2	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第4条の2
	配慮書対象事業	都市計画配慮書対象事業
第4条	条例第6条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第6条
第5条	条例第7条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条
	「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「配慮書関係市町村長」とあるのは	「配慮書関係市町村長」とあるのは、
第6条	条例第7条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条
	「方法書及び要約書」と、同条第1号及び第4号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と	、「方法書及び要約書」と

第7条	条例第7条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条
第7条第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第7条第2号及び第3号	対象事業	都市計画対象事業（第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項の都市計画対象事業をいう。以下同じ。）
第7条第7号	条例第8条第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第8条第1項
第7条の2	条例第7条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条
	「方法書及び要約書」と、同条第1号及び第3号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と	、「方法書及び要約書」と
第7条の3	条例第7条の2第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第1項
	事業者	都市計画決定権者
第7条の4第1項	条例第7条の2第2項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第2項
	「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「配慮書関係市町村長」とあるのは	「配慮書関係市町村長」とあるのは、
第7条の4第2項	条例第7条の2第2項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第2項
第7条の4第2項第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第7条の4第2項第2号及び第3号	対象事業	都市計画対象事業
第7条の5	条例第7条の2第4項の事業者	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第4項の都市計画決定権者
第7条の5第2号	事業者	都市計画決定権者
第8条	条例第8条第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第8条第1項

	同項第4号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、	同項第4号中
第8条の2及び第9条	条例第9条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第9条
第10条第1項	条例第10条第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第10条第1項
第10条第2項	準用する。この場合において、同項中「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする	準用する
第11条	条例第11条第2項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第11条第2項
第12条	条例第14条第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第14条第1項
第13条	条例第14条第2項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第14条第2項
第14条	条例第15条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第15条
	「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「配慮書関係市町村長」とあるのは	「配慮書関係市町村長」とあるのは、
第15条	条例第15条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第15条
	「準備書及び要約書」と、同条第1号及び第4号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と	「準備書及び要約書」と
第16条	条例第15条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第15条
第16条第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第16条第2号及び第3号	対象事業	都市計画対象事業
第16条第7号	条例第17条第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第17条第1項

第16条の2	条例第15条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第15条
	「準備書及び要約書」と、同条第1号及び第3号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と	「準備書及び要約書」と
第17条	条例第16条第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第1項
第18条	条例第16条第2項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項
	条例第7条の2第2項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第2項
	第3条の3第2項中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、	第3条の3第2項中
第19条	条例第16条第2項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第16条第2項
	条例第7条の2第4項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第7条の2第4項
	事業者	都市計画決定権者
第21条	条例第17条第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第17条第1項
	同項第4号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、	同項第4号中
第22条及び第23条	条例第18条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第18条
第24条第1項	条例第19条第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第19条第1項
第24条第2項	準用する。この場合において、同項中「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする	準用する
第25条	条例第19条第2項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第19条第2項

第26条第1項第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第26条第1項第2号及び第3号	対象事業	都市計画対象事業
第26条第2項	事業者	都市計画決定権者
第27条第2号	対象事業	都市計画対象事業
第28条及び第34条第2項	事業者	都市計画決定権者
第35条第1項	対象事業	都市計画対象事業
	条例第6条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第6条
第35条第2項第1号及び第2号	対象事業	都市計画対象事業
第35条第2項第3号	対象事業	都市計画対象事業
	条例第6条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第6条
第36条	条例第21条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第21条
第36条の2第1項	条例第21条の2第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第21条の2第1項
第36条の2第2項	準用する。この場合において、同項中「配慮書事業者」とあるのは、「事業者」と読み替えるものとする	準用する
第37条	条例第22条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第22条
	「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と、「配慮書関係市町村長」とあるのは	「配慮書関係市町村長」とあるのは、
第38条	条例第22条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第22条
	「評価書及びこれを要約した書類」と、同条第1号及び第4号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と	「評価書及びこれを要約した書類」と
第39条	条例第22条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第22条

第39条第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第39条第2号及び第3号	対象事業	都市計画対象事業
第39条の2	条例第22条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第22条
	「評価書及びこれを要約した書類」と、同条第1号及び第3号中「配慮書事業者」とあるのは「事業者」と	、「評価書及びこれを要約した書類」と
第40条	条例第23条ただし書	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第23条ただし書
第41条	条例第24条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第24条
第41条第1号	条例第5条第1項第1号	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項第1号
第41条第2号	条例第5条第1項第2号	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項第2号
第42条	条例第25条第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第25条第1項
第42条第1号	対象事業を実施しない	対象事業等（第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項の対象事業等をいう。以下同じ。）を都市計画に定めない
第42条第2号	条例第5条第1項第2号	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第5条第1項第2号
	対象事業	都市計画対象事業
第43条第1項及び第2項各号列記以外の部分	条例第25条第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第25条第1項
第43条第2項第1号	事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	都市計画決定権者の名称
第43条第2項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第43条第2項第3号	条例第25条第1項各号	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第25条第1項第1号又は第2号

第44条第1項	条例第26条第2項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第26条第2項
	対象事業	都市計画対象事業
	条例第6条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第6条
第44条第2項	条例第26条第2項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第26条第2項
第44条第2項第1号及び第2号	対象事業	都市計画対象事業
第44条第2項第3号	対象事業	都市計画対象事業
	条例第6条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第6条
第45条	条例第27条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第27条
	条例第24条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第24条
第46条第1項、第2項及び第3項各号列記以外の部分	条例第28条	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第28条
	条例第25条第1項	第54条第1項の規定により読み替えて適用される条例第25条第1項
別表第2及び別表第3の対象事業の区分の欄	対象事業	都市計画対象事業

第55条中「都市計画法」を「都市計画法（昭和43年法律第100号）」に改める。

第56条第2項の表中「第37条」を「第37条第1項」に改める。

第57条の見出し中「事業者」を「事業者等」に改め、同条第5項中「第37条」を「第37条第1項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第4項を第6項とし、同条第3項中「及び」を「及び配慮書、」に、「第37条」を「第37条第1項」に改め、同項を同条第5項とし、同条中第2項を第4項とし、同条第1項中「事業者（）」を「事業者及び配慮書の送付を受けた者（）」に、「及びその」を「、配慮書の送付を受けた者及び方法書の」に、「第37条」を「第37条第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

配慮書事業者が条例第4条の4の規定により配慮書等を送付してから条例第5条第1項の規定により方法書を作成するまでの間において、当該送付に係る配慮書対象事業又は配慮書対象事業に係る施設を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、配慮書事業者及び配慮書の送付を受けた者にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る配慮書対象事業についての条例第37条第2項の規定は、配慮書事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、配慮書事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該配慮書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

2 前項の場合において、その通知を受ける前に配慮書事業者が行った計画段階配慮事項についての検討その他の手続は都市計画決定権者が行ったものとみなし、配慮書事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。

第58条中「第37条」を「第37条第1項」に改める。

第60条の見出し中「第54条」を「第54条第1項」に改め、同条中「第54条」を「第54条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第61条（見出しを含む。）中「第54条第1号」を「第54条第1項第1号」に改める。

第61条の次に次の1条を加える。

（条例第54条第2項の規則で定める条件）

第62条 条例第54条第2項の規則で定める条件は、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であることとする。

別表第1第14項事業の種類欄中「別表第14号」を「別表第15号」に改め、同項事業内容の欄中「4の項から8の項まで」を「5の項から9の項まで」に改め、同項を同表第15項とし、同表第13項事業の種類欄中「別表第13号」を「別表第14号」に改め、同項を同表第14項とし、同表第12項事業の種類欄中「別表第12号」を「別表第13号」に改め、同項を同表第13項とし、同表第11項事業の種類欄中「別表第11号」を「別表第12号」に改め、同項を同表第12項とし、同表第10項事業の種類欄中「別表第10号」を「別表第11号」に改め、同項第1号事業内容の欄中「工場等」を「工場又は事業場（製造業、電気供給業（火力発電設備を事業の用に供する場合に限る。）、ガス供給業又は熱供給業の用に供されるものに限る。以下「工場等」という。）」に改め、同項を同表第11項とし、同表第9項事業の種類欄中「別表第9号」を「別表第10号」に改め、同項を同表第10項とし、同表第8項事業の種類欄中「別表第8号」を「別表第9号」に改め、同項を同表第9項とし、同表第7項事業の種類欄中「別表第7号」を「別表第8号」に改め、同項事業内容の欄中「」、電気供給業（火力発電設備を事業の用に供する場合に限る）を「以下同じ」に改め、「以下「工場等」という。」を削り、同項を同表第8項とし、同表第6項事業の種類欄中「別表第6号」を「別表第7号」に改め、同項を同表第7項とし、同表第5項事業の種類欄中「別表第5号」を「別表第6号」に改め、同項を同表第6項とし、同表第4項事業の種類欄中「別表第4号」を「別表第5号」に改め、同項を同表第5項とし、同表第3項事業の種類欄中「別表第3号」を「別表第4号」に改め、同項を同表第4項とし、同表第2項の次に次の1項を加える。

3 条例 別表第 3号に 掲げる 事業の 種類	(1) 水力発電所の設置の工事業	出力が22,500キロワット以上であるもの	出力が15,000キロワット以上であるもの
	(2) 水力発電所の変更の工事業	出力が22,500キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が15,000キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの
	(3) 火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の工事業	出力が112,500キロワット以上であるもの	出力が75,000キロワット以上であるもの
	(4) 火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の変更の工事業	出力が112,500キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が75,000キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの
	(5) 火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の設置の工事業	出力が7,500キロワット以上であるもの	出力が5,000キロワット以上であるもの
	(6) 火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の工事業	出力が7,500キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が5,000キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの
	(7) 風力発電所の設置の工事業	出力が7,500キロワット以上であるもの	出力が5,000キロワット以上であるもの

(8) 風力発電所の変更の工事の事業	出力が7,500キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が5,000キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの
(9) 太陽光発電所の設置の工事の事業	太陽光発電所の設置に係る土地（施設整備の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路、その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地をいう。以下同じ。）の面積が50ヘクタール以上であるもの	太陽光発電所の設置に係る土地の面積が20ヘクタール以上であるもの
(10) 太陽光発電所の変更の工事の事業	太陽光発電所の設置に係る土地の面積が50ヘクタール以上増加するもの	太陽光発電所の設置に係る土地の面積が20ヘクタール以上増加するもの

別表第2第16項対象事業の区分の欄中「別表第1の14の項」を「別表第1の15の項」に改め、同項を同表第21項とし、同表第15項対象事業の区分の欄中「別表第1の13の項」を「別表第1の14の項」に改め、同項を同表第20項とし、同表第14項対象事業の区分の欄中「別表第1の12の項」を「別表第1の13の項」に改め、同項を同表第19項とし、同表第13項対象事業の区分の欄中「別表第1の11の項」を「別表第1の12の項」に改め、同項を同表第18項とし、同表第12項対象事業の区分の欄中「別表第1の10の項」を「別表第1の11の項」に改め、同項を同表第17項とし、同表第11項対象事業の区分の欄中「別表第1の9の項」を「別表第1の10の項」に改め、同項を同表第16項とし、同表第10項対象事業の区分の欄中「別表第1の8の項」を「別表第1の9の項」に改め、同項を同表第15項とし、同表第9項対象事業の区分の欄中「別表第1の6の項及び同表の7の項」を「別表第1の7の項及び同表の8の項」に改め、同項軽微な修正の要件の欄中「未滿」を「未滿であり、かつ、20ヘクタール未滿」に改め、同項を同表第14項とし、同表第8項対象事業の区分の欄中「別表第1の4の項及び同表の5の項」を「別表第1の5の項及び同表の6の項」に改め、同項軽微な修正の要件の欄中「未滿」を「未滿であり、かつ、20ヘクタール未滿」に改め、同項を同表第13項とし、同表第7項対象事業の区分の欄中「別表第1の3の項」を「別表第1の4の項」に改め、同項を同表第12項とし、同表第6項対象事業の区分の欄中「別表第1の3の項」を「別表第1の4の項」に改め、同項を同表第11項とし、同表第5項の次に次の5項を加える。

6 別表第1の3の項の事業内容の欄(1)又は(2)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の20パーセント未滿であること。
	せき たん 堰の湛水区域の位置	新たにせき たん 堰の湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水面積の20パーセント未滿であり、又は1ヘクタール未滿であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	

7 別表第1の3の項の事業内容の欄(3)又は(4)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
8 別表第1の3の項の事業内容の欄(5)又は(6)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
9 別表第1の3の項の事業内容の欄(7)又は(8)に該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
10 別表第1の3の項の事業内容の欄(9)又は(10)に該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	新たに太陽光発電所の設置に係る土地となる部分の面積が修正前の太陽光発電所の設置に係る土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、5ヘクタール未満であること。

別表第3第16項対象事業の区分の欄中「別表第1の14の項」を「別表第1の15の項」に改め、同項を同表第21項とし、同表第15項対象事業の区分の欄中「別表第1の13の項」を「別表第1の14の項」に改め、同項を同表第20項とし、同表第14項対象事業の区分の欄中「別表第1の12の項」を「別表第1の13の項」に改め、同項を同表第19項とし、同表第13項対象事業の区分の欄中「別表第1の11の項」を「別表第1の12の項」に改め、同項を同表第18項とし、同表第12項対象事業の区分の欄中「別表第1の10の項」を「別表第1の11の項」に改め、同項を同表第17項とし、同表第11項対象事業の区分の欄中「別表第1の9の項」を「別表第1の10の項」に改め、同項を同表第16項とし、同表第10項対象事業の区分の欄中「別表第1の8の項」を「別表第1の9の項」に改め、同項を同表第15項とし、同表第9項対象事業の区分の欄中「別表第1の6の項及び同表の7の項」を「別表第1の7の項及び同表の8の項」に改め、同項軽微な変更の要件の欄中「未満」を「未満であり、かつ、20ヘクタール未満」に改め、同項を同表第14項とし、同表第8項対象事業の区分の欄中「別表第1の4の項及び同表の5の項」を「別表第1の5の項及び同表の6の項」に改め、同項軽微な変更の要件の欄中「未満」を「未満であり、かつ、20ヘクタール未満」に改め、同項を同表第13項とし、同表第7項対象事業の区分の欄中「別表第1の3の項」を「別表第1の4の項」に改め、同項を同表第12項とし、同表第6項対象事業の区分の欄中「別表第1の3の項」を「別表第1の4の項」に改め、同項を同表第11項とし、同表第5項の次に次の5項を加える。

6 別表第1の3の項の事業内容の欄(1)又は(2)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	ダム ^の 貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の10パーセント未満であること。
	堰 ^{せき} の湛水 ^{たん} 区域の位置	新たに堰 ^{せき} の湛水 ^{たん} 区域となる部分の面積が変更前の湛水面積 ^{たん} の10パーセント未満であり、又は1ヘクタール未満であること。
	ダム ^の コンクリートダム又はフィルダム ^の 別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	減水区間の位置	新たに減水区間となる部分の長さが変更前の減水区間の長さの20パーセント未満であり、又は100メートル未満であること。
7 別表第1の3の項の事業内容の欄(3)又は(4)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
	年間燃料使用量	年間燃料使用量が10パーセント以上増加しないこと。
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が10パーセント以上増加しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが10パーセント以上減少しないこと。
	温排水の排出先の水面又は水中の別	
	放水口の位置	放水口が100メートル以上移動しないこと。

8 別表第1の3の項の事業内容の欄(5)又は(6)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	冷却塔の高さ	冷却塔の高さが10パーセント以上減少しないこと。
	蒸気井又は還元井の位置	蒸気井又は還元井が100メートル以上移動しないこと。
9 別表第1の3の項の事業内容の欄(7)又は(8)に該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	発電設備の位置	発電設備が100メートル以上移動しないこと。
10 別表第1の3の項の事業内容の欄(9)又は(10)に該当する対象事業	対象事業実施区域の位置	新たに太陽光発電所の設置に係る土地となる部分の面積が変更前の太陽光発電所の設置に係る土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、5ヘクタール未満であること。

別表第4第1項許認可等に係る行為の欄第1号中「第85条の4第1項」を「第86条第1項」に、「申請」を「通知」に改め、同欄第3号中「、第8条第1項若しくは第4項又は」を「若しくは」に、「の申請」を「又は同法第18条第2項若しくは第3項の届出」に改め、同欄第4号中「の申請」を削り、同表第2項許認可等に係る行為の欄第1号中「第85条の4第1項」を「第86条第1項」に、「申請」を「通知」に改め、同欄第2号及び第3号中「の申請」を削り、同表第14項対象事業の区分の欄中「別表第1の14の項」を「別表第1の15の項」に改め、同項許認可等に係る行為の欄中「4の項から8の項まで」を「5の項から9の項まで」に改め、同項を同表第15項とし、同表第13項対象事業の区分の欄中「別表第1の13の項」を「別表第1の14の項」に改め、同項許認可等に係る行為の欄中「の申請」を削り、同項を同表第14項とし、同表第12項対象事業の区分の欄中「別表第1の12の項」を「別表第1の13の項」に改め、同項許認可等に係る行為の欄第1号及び第2号中「の申請」を削り、同項を同表第13項とし、同表第11項対象事業の区分の欄中「別表第1の11の項」を「別表第1の12の項」に改め、同項を同表第12項とし、同表第10項対象事業の区分の欄中「別表第1の10の項」を「別表第1の11の項」に改め、同項許認可等に係る行為の欄第1号中「の申請」を削り、同欄第2号中「第36条の2第1項又は第2項」を「第32条第1項若しくは第2項、第68条第1項若しくは第2項（同法第84条第1項において準用する場合を含む。）又は第101条第1項若しくは第2項」に改め、同欄第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同欄第7号中「の申請」を削り、同号を同欄第6号とし、同項を同表第11項とし、同表第9項対象事業の区分の欄中「別表第1の9の項」を「別表第1の10の項」に改め、同項許認可等に係る行為の欄中「の申請」を削り、同項を同表第10項とし、同表第8項対象事業の区分の欄中「別表第1の8の項」を「別表第1の9の項」に改め、同項許認可等に係る行為の欄中「の申請」を削り、同項を同表第9項とし、同表第7項対象事業の区分の欄中「別表第1の7の項」を「別表第1の8の項」に改め、同項許認可等に係る行為の欄中「の申請」を削り、同項を同表第8項とし、同表第6項対象事業の区分の欄中「別表第1の6の項」を「別表第1の7の項」に改め、同項許認可等に係る行為の欄第1号中「の申請」を削り、同欄第2号中「（昭和27年法律第229号）」及び「の申請」を削り、同欄第4号中「の申請」を削り、同項を同表第7項とし、同表第5項対象事業の区分の欄中「別表第1の5の項」を「別表第1の6の項」に改め、同項許認可等に係る行為の欄中「の申請」を削り、同項を同表第6項とし、同表第4項対象事業の区分の欄中「別表第1の4の項」を「別表第1の5の項」に改め、同項許認可等に係る行為の欄中「の申請」を削り、同項を

同表第5項とし、同表第3項対象事業の区分の欄中「別表第1の3の項」を「別表第1の4の項」に改め、同項許認可等に係る行為の欄中「の申請」を削り、同項を同表第4項とし、同表第2項の次に次の1項を加える。

3 別表第1の3の項の事業内容の欄(1)から(10)までに該当する対象事業	(1) 森林法第10条の2第1項の規定による許可 (2) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可 (3) 都市計画法第29条第1項若しくは第2項又は第35条の2第1項の規定による許可
---------------------------------------	---

別記様式第1号を別記様式第1号の4とし、同様式の前に次の3様式を加える。

様式第1号

配 慮 書 対 象 事 業 廃 止 通 知 書

年 月 日

山形県知事
市(町村)長 殿

住 所
氏 名 ⑩

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

山形県環境影響評価条例第4条の9第1項の規定により、次のとおり通知します。

配慮書対象事業の名称	
配慮書対象事業の種類	
配慮書対象事業の規模	
事業実施想定区域	
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	
公告の方法	
公告の予定年月日	年 月 日

備考 公告する事項の内容を記載した書類を添付すること。

担当者 連絡先	所属名・電話番号	
	役職名・氏名	

様式第1号の2

配慮書対象事業修正通知書

年 月 日

山形県知事
市（町村）長 殿住 所
氏 名 ㊟〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

山形県環境影響評価条例第4条の9第1項の規定により、次のとおり通知します。

配慮書対象事業の名称	
配慮書対象事業の種類	
配慮書対象事業の規模	
事業実施想定区域	
修正年月日	年 月 日
修正の理由	
公告の方法	
公告の予定年月日	年 月 日

備考 公告する事項の内容を記載した書類を添付すること。

担当者 連絡先	所属名・電話番号	
	役職名・氏名	

様式第1号の3

配 慮 書 対 象 事 業 承 継 通 知 書

年 月 日

山形県知事
市（町村）長 殿住 所
氏 名 ⑩〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

山形県環境影響評価条例第4条の9第1項の規定により、次のとおり通知します。

配 慮 書 対 象 事 業 の 名 称	
配 慮 書 対 象 事 業 の 種 類	
配 慮 書 対 象 事 業 の 規 模	
事 業 実 施 想 定 区 域	
事 業 の 承 継 者	住所（法人にあつては主 たる事務所の所在地）
	氏名（法人にあつては名 称及び代表者の氏名）
承 継 年 月 日	年 月 日
承 継 の 理 由	
公 告 の 方 法	
公 告 の 予 定 年 月 日	年 月 日

備考 公告する事項の内容を記載した書類を添付すること。

担 当 者 連 絡 先	所 属 名 ・ 電 話 番 号	
	役 職 名 ・ 氏 名	

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
（改正条例附則第4項の規則で定める軽微な変更等）
- 山形県環境影響評価条例施行規則（以下この項において「施行規則」という。）第44条の規定は、山形県環境影響評価条例の一部を改正する条例（平成29年12月県条例第56号。次項において「改正条例」という。）附則第4項の規則で定める軽微な変更及び同項の規則で定める変更について準用する。この場合において、施行規則第44条中「対象事業」とあるのは「事業」と、改正後の施行規則別表第3中「対象事業」とあるのは「事業」と、「対象事業実施区域」とあるのは「事業が実施されるべき区域」と読み替えるものとする。

（改正条例附則第5項の規則で定める条件）

3 改正条例附則第5項の規則で定める条件は、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であることとする。

訓 令

山形県訓令第17号

庁 中
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程（昭和28年12月県訓令第49号）の一部を次のように改正する。

別表第3 産業経済部の項地域産業経済課の項旅行業法に関すること。の項を次のように改める。

旅行業法に関すること。		1 第5条の規定による登録等に関すること。
		2 第6条の規定による登録の拒否等に関すること。
		3 第6条の3の規定による登録の有効期間の更新の登録等に関すること。
		4 第6条の4の規定による変更登録等に関すること。
		5 第7条第2項（第8条第3項並びに第9条第2項及び第6項並びに第18条の2第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関すること。
		6 第7条第4項（第8条第3項及び第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による催告に関すること。
		7 第7条第5項（第8条第3項及び第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による登録の取消しに関すること。
		8 第10条の規定による報告の受理に関すること。
		9 第11条の2第8項及び第9項の規定による勧告及び命令に関すること。
		10 第12条の2第1項の規定による認可に関すること。
		11 第14条の3第4項の規定による命令に関すること。

		12 第15条第1項から第3項までの規定による届出の受理に関すること。
		13 第16条第1項の規定による届出の受理に関すること。
		14 第18条第2項（第54条第4項及び第61条第2項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理に関すること。
		15 第18条の3第1項の規定による命令に関すること。
		16 第19条第1項及び第2項の規定による命令、登録の取消し等に関すること。
		17 第20条第1項及び第2項の規定による登録の抹消に関すること。
		18 第25条の規定による登録等に関すること。
		19 第26条の規定による登録の拒否等に関すること。
		20 第27条の規定による届出の受理及び登録に関すること。
		21 第28条第7項及び第8項の規定による勧告及び命令に関すること。
		22 第35条の規定による届出の受理に関すること。
		23 第36条の規定による命令に関すること。
		24 第37条第1項及び第2項の規定による命令、登録の取消し等に関すること。
		25 第38条の規定による登録の抹消に関すること。
		26 第62条第1項の規定による通知に関すること。
		27 第64条第1項及び第2項の規定による意見の聴取等に関すること。
		28 第65条第1項及び第2項の規定による聴聞等に関すること。
		29 第70条第1項及び第3項の規定による報告の徴収及び立入検査等に関すること。

附 則

この訓令は、平成30年1月4日から施行する。

山形県訓令第18号

庁 中
出 先 機 関

職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

職員の育児休業等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の育児休業等に関する規程（平成4年3月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1月」を「1月（山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号。以下「条例」という。）第2条の3第3号に掲げる場合又は条例第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2週間）」に改め、同条第3項中「山形県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年3月県条例第7号。以下「」及び「」という。）」を削る。

別記様式第1号中「延長又は」を「延長、」に、「が必要」を「又は非常勤職員の2歳までの子の育児休業が必要」に改め、同様式の注書第2項中「いう」を「いい、「非常勤職員の2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の4の規定に該当してする育児休業をいう」に改め、同注書第5項中「育児休業又は」を「育児休業、」に、「をしよう」を「又は2歳までの子の育児休業をしよう」に、「又は第3号に掲げる場合」を「若しくは第3号に掲げる場合又は条例第2条の4に規定する場合」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第850号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成29年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	指 定 年 月 日
し の ぶ 調 剤 薬 局	米沢市西大通二丁目3番61号	平成29.10.1
カワチ薬局米沢駅前店	米沢市東三丁目4番1号	同 11.1

山形県告示第851号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定医療機関の名称及び所在地
クレア薬局天童店
天童市芳賀タウン南三丁目7番14号
- 変更の内容

指定医療機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
天童市大字芳賀1046番地芳賀78街区10	天童市芳賀タウン南三丁目 7 番14号	平成29. 11. 13

山形県告示第852号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 医 療 機 関 の 名 称	指 定 医 療 機 関 の 所 在 地	廃止年月日
し の ぶ 調 剤 薬 局	米沢市西大通二丁目 3 番63号	平成29. 9. 30
か も め 薬 局 美 咲 町 店	鶴岡市美咲町24番 6 号	同 10. 20
あ じ さ い 薬 局	新庄市鉄砲町 2 番26号	同 10. 31

山形県告示第853号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
在宅介護支援施設にじの輪
酒田市泉町 1 番16号
- (2) 届出の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
酒田市酒井新田字山の下14番地の 1	酒田市泉町 1 番16号	平成22. 11. 1

- 2 (1) 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
ヘルパーステーションにしの
酒田市泉町 1 番16号
- (2) 届出の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
酒田市酒井新田字山の下14番地の1	酒田市泉町1番16号	平成22.11.1

山形県告示第854号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成29年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定介護機関の名称及び所在地
株式会社多田木工製作所ウェルランド山形店
山形市立谷川二丁目851番地5
- 届出の内容

指定介護機関の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
山形市城西町四丁目27番35号 ダイヤ55 城西	山形市立谷川二丁目851番地5	平成29.2.20

山形県告示第855号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成29年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護機関の名称	施設又は実施する事業の種類	指定介護機関の所在地	廃止年月日
ほっと新庄デイサービスセンター	通所介護 介護予防通所介護	新庄市大字泉田字下村西19番地の72	平成29.8.20
みずほ調剤薬局	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導	酒田市みずほ一丁目21番地の1	同 10.22

山形県告示第856号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成29年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定施術機関の氏名	施 術 所 の 名 称	施 術 所 の 所 在 地	指定年月日
藤 田 直 広	ふ じ た 接 骨 院	山形市下条町五丁目13番12号 ハッピーズ ポットB-B	平成29. 7. 20
橋 本 忍	石島気療接骨院	山形市北江俣71番地	同 9. 28
鈴 木 代 将	からだ元気治療院山形 中央店	山形市飯田三丁目2番22号	同 10. 10

山形県告示第857号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成29年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける 土地の所在する市町村	賃借権の設定等を受ける 者の数	賃借権の設定等を受ける土地
山 形 市	3 者	山形市下田87番ほか3筆
天 童 市	5 者	天童市大字東善寺字山崎189番ほか22筆
山 辺 町	3 者	東村山郡山辺町大字要害字竹原1120番ほか4筆
河 北 町	7 者	西村山郡河北町西里字次部橋5574番ほか9筆
村 山 市	35者	村山市大字富並字大谷地8061番ほか243筆
尾花沢市	3 者	尾花沢市大字二藤袋字沼前2349番ほか10筆
大石田町	11者	北村山郡大石田町大字豊田字稲田1752番2ほか26筆
新 庄 市	3 者	新庄市十日町字稻荷前11391番ほか13筆
金 山 町	5 者	最上郡金山町大字飛森字前田表97番7ほか34筆
最 上 町	6 者	最上郡最上町大字富沢字大久保1086番1ほか17筆
舟 形 町	5 者	最上郡舟形町長沢字大平3362番1ほか36筆
真室川町	2 者	最上郡真室川町大字差首鍋字滝ノ上2805番ほか9筆
大 蔵 村	1 者	最上郡大蔵村大字合海字作ノ巻1273番1ほか12筆
鮭 川 村	3 者	最上郡鮭川村大字川口字泉川浦山2744番3ほか28筆
戸 沢 村	4 者	最上郡戸沢村大字岩清水字岩清水2660番ほか39筆

米 沢 市	8 者	米沢市大字三沢556番ほか98筆
南 陽 市	7 者	南陽市宮崎字中島西一2490番 1 ほか16筆
高 畠 町	16者	東置賜郡高畠町大字元和田元中和田字合津3001番 1 ほか52筆
川 西 町	37者	東置賜郡川西町大字上小松字正安寺3696番 1 ほか272筆
長 井 市	26者	長井市宮字宮原五2646番ほか159筆
小 国 町	2 者	西置賜郡小国町大字増岡字谷地味1050番 1 ほか11筆
白 鷹 町	3 者	西置賜郡白鷹町大字鮎貝字中善寺平5215番51ほか11筆
飯 豊 町	7 者	西置賜郡飯豊町大字黒沢字吉祥寺3754番 1 ほか27筆
鶴 岡 市	48者	鶴岡市新屋敷字越シ前89番 1 ほか249筆
酒 田 市	52者	酒田市藤塚字南割133番ほか264筆
三 川 町	3 者	東田川郡三川町大字横山字落子155番 2 ほか 2 筆
庄 内 町	57者	東田川郡庄内町狩川字出川原807番 1 ほか500筆
遊 佐 町	9 者	飽海郡遊佐町増穂字前田103番ほか36筆

2 認可年月日
平成29年12月19日

山形県告示第858号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成29年12月26日から平成30年1月9日まで縦覧に供する。

平成29年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 山形白鷹線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
東村山郡山辺町大字畑谷字大沼1993番 1 から 同 2013番42まで	旧	79.0 メートル } 14.0	239 メートル
東村山郡山辺町大字畑谷字大沼1991番 2 から 同 2396番 3 まで		45.2 メートル } 13.2	218 メートル
東村山郡山辺町大字畑谷字大沼1991番 2 から 同 2396番 3 まで	新	45.2 メートル } 13.2	218 メートル

山形県告示第859号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成29年12月26日から平成30年1月9日まで縦覧に供する。

平成29年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形天童線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
天童市老野森三丁目32番19から 同 39番10まで	旧	18.2メートル } 6.7	メートル 107
同 上	新	28.1メートル } 9.4	同 上

山形県告示第860号

平成19年3月県告示第304号（山形県港湾施設の概要）の一部を次のように改正し、平成30年1月1日から施行する。

なお、関係図面は、県土整備部空港港湾課及び山形県港湾事務所において縦覧に供する。

平成29年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 酒田港(1)第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット以外の港湾施設の項の表荷さばき施設Fの項中「41,108」を「40,624」に、

古湊ふ頭上屋	- 8	2,012	天井クレーン吊上げ荷重20トン	を に改める。
古湊ふ頭上屋	- 8	2,012	天井クレーン吊上げ荷重20トン	
高砂ふ頭コンテナ管理上屋	- 9	648	トラックゲート1基	

山形県告示第861号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更する旨の届出があった。

平成29年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
株式会社建築構造センター
東京都新宿区新宿一丁目8番1号
- 2 届出の内容
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更

変 更 前	変 更 後	変更年月日
宮城県仙台市青葉区本町二丁目10番28号	同 左	平成29. 12. 28

福島県郡山市中町11番5号	同左
埼玉県さいたま市浦和区高砂二丁目2番3号	同左
千葉県船橋市葛飾町二丁目402番地3	同左
東京都新宿区新宿一丁目8番1号	同左
神奈川県横浜市西区北幸二丁目3番19号	同左
長野県長野市南県町1082番地	同左
愛知県名古屋市中区栄四丁目14番2号	同左
島根県松江市中原町6番地	同左
岡山県岡山市北区内山下一丁目3番19号	同左
広島県広島市中区八丁堀15番6号	同左
愛媛県松山市三番町七丁目13番地13	同左
福岡県福岡市博多区御供所町1番1号	同左
佐賀県佐賀市駅前中央一丁目9番38号	同左
長崎県長崎市万才町3番4号	同左
宮崎県宮崎市川原町5番10号	
鹿児島県鹿児島市西千石町11番21号	同左
沖縄県浦添市牧港五丁目6番8号	同左
三重県四日市市浜田町12番18号	同左
香川県高松市亀井町2番地1	同左

山形県告示第862号

山形県県営住宅条例（昭和37年3月県条例第23号）第11条第2項及び第3項の規定により、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第4号に規定する数値（以下「利便性係数」という。）及び同条例第11条第1項ただし書に規定する近傍同種の住宅の家賃を次のように定め、平成30年4月1日から施行し、平成28年11月県告示第982号（県営住宅の利便性係数及び近傍同種の住宅の家賃）は、平成30年3月31日限り廃止する。

平成29年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

住 宅 名	1戸当たり 住戸専用面積	利便性係数	近傍同種の 住宅の家賃	摘 要
	平方メートル		円	
県営鈴川第2アパート1号	44.4	0.95	19,700	風呂無し
		0.90	19,700	
県営鈴川第2アパート2号	44.4	0.95	19,100	風呂無し
県営鈴川第2アパート3号	44.4	0.95	19,700	
		0.90	19,700	
県営鈴川第2アパート4号	44.4	0.95	19,700	
県営鈴川第2アパート5号	44.4	0.95	19,100	風呂無し
県営五十鈴アパート1号	51.2	0.95	26,200	
		0.90	26,200	
県営五十鈴アパート2号	51.2	0.95	26,200	
県営五十鈴アパート3号	51.2	0.95	26,200	風呂無し
		0.90	26,200	
県営南山形アパート1号	49.6	0.95	53,100	風呂無し
	63.1	0.95	63,600	
県営南山形アパート2号	49.6	0.95	52,900	
	63.1	0.95	63,000	
県営南山形アパート3号	51.3	0.95	68,100	
	64.8	0.95	80,800	
県営南山形アパート4号	39.9	0.91	15,800	
県営南山形アパート5号	51.3	0.95	68,100	
	64.8	0.95	80,800	
県営馬見ヶ崎アパート1号	59.3	0.95	35,800	
県営馬見ヶ崎アパート2号	59.3	0.95	35,800	風呂無し
県営桧町アパート1号	57.1	0.95	42,700	
	58.4	0.95	43,700	
	63.9	0.95	47,200	
	71.5	0.95	52,200	
県営桧町アパート2号	61.0	0.95	43,600	
	64.2	0.95	45,500	
県営宮町アパート1号	66.5	0.96	44,000	
県営宮町アパート2号	66.5	0.96	46,700	
県営宮町アパート3号	62.6	0.96	46,300	
	64.2	0.96	46,800	風呂無し
県営宮町アパート4号	62.6	0.96	46,800	
	64.2	0.96	47,300	
県営深町アパート1号	62.6	0.96	46,000	
	64.2	0.96	46,600	
県営深町アパート2号	62.6	0.96	45,800	
	64.2	0.96	46,400	
県営深町アパート3号	62.6	0.96	45,800	
	64.2	0.96	46,400	
県営深町アパート4号	62.6	0.96	43,600	
	64.2	0.96	44,200	風呂無し
県営きたまちアパート1号	66.5	0.99	72,500	
	69.9	0.99	80,000	
	73.1	0.99	83,200	

県営きたまちアパート2号	66.5	0.99	72,500		
	69.9	0.99	80,000		
	73.1	0.99	83,200		
県営きたまちアパート3号	66.5	0.99	72,500		
	県営あたごアパート	71.9	1.01	106,100	
	県営東山住宅	58.6	0.92	100,700	
県営十日町アパート	61.5	0.92	103,700		
	70.9	0.92	113,300		
	53.9	1.04	88,300		
	54.0	1.04	88,400		
	55.1	1.04	89,400		
県営飯塚住宅	65.6	1.04	98,000		
	65.7	1.04	98,100		
	55.4	0.95	85,100	平成24年度 ^{しゅん} 竣工	
	67.0	0.95	100,000	同	
県営太田町アパート1号	55.4	0.95	87,300	平成25年度 ^{しゅん} 竣工	
	67.0	0.95	102,700	同	
	60.3	0.96	96,400		
県営太田町アパート2号	74.0	0.96	113,800		
	60.3	0.96	96,400		
県営太田町アパート3号	74.0	0.96	113,800		
	60.3	0.96	95,800		
県営太田町アパート4号	74.0	0.96	113,200		
	60.3	0.96	95,800		
県営春日アパート1号	74.0	0.96	113,200		
	57.1	0.98	44,100		
	58.4	0.98	45,200		
県営春日アパート2号	63.9	0.98	48,800		
	61.0	0.98	45,400		
	64.2	0.98	47,400		
県営春日アパート3号	61.5	1.02	95,600		
	75.6	1.02	110,200		
県営中田第1アパート1号	54.7	0.99	78,900		
	68.2	0.99	92,900		
県営中田第1アパート2号	55.4	0.99	79,300		
	68.8	0.99	93,500		
県営中田第1アパート3号	56.4	0.99	79,900		
	69.9	0.99	94,300		
県営中田第1アパート4号	62.1	0.99	93,800		
	75.4	0.99	108,200		
県営中田第1アパート5号	62.1	0.99	94,500		
	75.4	0.99	109,300		
県営中田第1アパート6号	62.1	0.99	94,500		
	75.4	0.99	109,300		
県営中田第2アパート1号	54.6	0.95	31,800		
県営中田第2アパート2号	55.7	0.95	32,000		
県営玉の木アパート	55.7	0.95	38,900		
県営成島アパート1号	58.0	0.98	43,900		
県営成島アパート2号	61.0	0.98	49,800		

	64.2	0.98	52,000	
県営米沢中央アパート1号	68.7	1.05	53,300	
県営米沢中央アパート2号	68.7	1.05	53,300	
県営相生アパート1号	69.2	1.00	86,300	
県営相生アパート2号	72.9	1.00	91,300	
県営相生アパート3号	72.9	1.00	97,300	
県営城北アパート1号	50.1	1.00	66,900	
	51.1	1.00	67,900	
	63.1	1.00	80,100	
県営城北アパート2号	50.1	1.00	66,900	
	51.1	1.00	67,900	
	63.1	1.00	80,100	
県営美原アパート1号	74.2	1.04	59,500	
県営美原アパート2号	40.5	1.04	43,900	
	77.0	1.04	60,500	
県営美原アパート3号	40.5	1.04	46,100	
	77.0	1.04	63,700	
県営美原アパート4号	44.4	1.04	45,100	
	79.4	1.04	63,000	
県営東部アパート1号	55.7	0.99	36,000	
県営東部アパート2号	55.7	0.99	36,000	
県営東部アパート3号	58.0	0.99	37,400	
県営茅原アパート1号	63.5	0.98	45,700	
県営茅原住宅	63.5	0.98	45,700	
県営茅原アパート2号	58.4	0.98	46,300	
	63.9	0.98	50,100	
	71.5	0.98	55,300	
県営茅原アパート3号	61.0	0.98	52,400	
	64.2	0.98	54,700	
県営城南アパート1号	62.6	0.98	51,300	
	64.2	0.98	52,000	
県営城南アパート2号	62.6	0.98	51,300	
	64.2	0.98	52,000	
県営末広アパート1号	69.3	1.01	98,200	
県営末広アパート2号	69.3	1.01	98,200	
県営末広アパート3号	69.3	1.01	98,200	
県営大西町住宅	51.9	1.03	81,100	平成22年度 ^{しゅん} 竣工
	64.7	1.03	97,400	同
	72.4	1.03	108,300	同
	51.9	1.03	79,400	平成23年度 ^{しゅん} 竣工
	68.3	1.03	100,300	同
県営川南アパート1号	51.2	1.00	68,700	
県営川南アパート2号	51.2	1.00	70,000	
県営川南住宅3号	54.6	1.00	79,400	
県営川南住宅4号	54.6	1.00	86,900	
県営川南アパート5号	55.7	1.00	85,100	
県営こがねアパート1号	63.5	1.01	44,400	
県営こがね住宅	63.5	1.01	44,400	
県営こがねアパート2号	58.4	1.01	42,900	

	63.9	1.01	46,400	
	71.5	1.01	51,200	
県営こがねアパート3号	61.0	1.01	47,600	
	69.5	1.01	49,700	
県営東泉アパート1号	61.0	0.99	48,600	
	64.2	0.99	50,800	
県営東泉アパート2号	62.6	0.99	53,100	
	64.2	0.99	53,700	
県営東泉アパート3号	62.6	0.99	53,300	
	64.2	0.99	53,900	
県営鳥海アパート1号	53.5	1.01	83,400	
	69.2	1.01	100,800	
県営鳥海アパート2号	53.5	1.01	83,500	
	69.2	1.01	101,000	
県営鳥海アパート3号	54.5	1.01	107,900	
	56.1	1.01	109,300	
	65.4	1.01	121,800	
	67.0	1.01	123,200	
	70.2	1.01	127,200	
県営新橋アパート	53.9	1.02	91,500	
	68.2	1.02	109,400	
県営北新町アパート	55.0	1.02	74,600	
	64.3	1.02	82,300	
県営三吉町アパート1号	51.2	0.92	29,200	
県営三吉町アパート2号	54.6	0.92	33,000	
県営三吉町アパート3号	55.7	0.92	35,100	
県営若葉東アパート1号	62.8	0.91	41,600	
県営若葉東アパート2号	63.5	0.91	42,000	
県営若葉東アパート3号	57.1	0.91	43,500	
	58.4	0.91	44,600	
	63.9	0.91	48,200	
県営南寒河江アパート1号	62.6	0.93	51,100	
	64.2	0.93	51,600	
県営南寒河江アパート2号	62.6	0.93	52,200	
	64.2	0.93	52,700	
県営塩水アパート1号	57.0	0.98	83,700	
	70.7	0.98	99,900	
県営塩水アパート2号	57.0	0.98	83,700	
	70.7	0.98	99,900	
県営塩水アパート3号	57.0	0.98	83,700	
	70.7	0.98	99,900	
県営塩水アパート4号	57.0	0.98	82,400	
	70.7	0.98	98,200	
県営塩水アパート5号	57.0	0.98	82,400	
	70.7	0.98	98,200	
県営塩水アパート6号	57.0	0.98	82,400	
	70.7	0.98	98,200	
県営土屋倉アパート1号	51.8	0.96	33,900	
		0.91	33,900	風呂無し

県営土屋倉アパート2号	51.8	0.96	33,900	
県営土屋倉アパート3号	53.7	0.96	34,700	
		0.91	34,700	風呂無し
県営金生アパート	44.4	0.97	14,800	
県営鷲ヶ袋アパート1号	54.6	0.97	32,100	
		0.92	32,100	風呂無し
県営鷲ヶ袋アパート2号	55.7	0.97	35,800	
県営長清水アパート1号	69.4	0.98	99,800	
県営長清水アパート2号	69.4	0.98	99,800	
県営長清水アパート3号	67.7	0.98	99,100	
県営長清水アパート4号	67.7	0.98	99,100	
県営長清水アパート5号	67.7	0.98	99,100	
県営長清水アパート6号	70.1	0.98	102,200	
県営長清水アパート7号	70.1	0.98	102,200	
県営長清水アパート8号	70.1	0.98	104,800	
県営長清水アパート9号	70.1	0.98	104,800	
県営楯岡アパート	54.6	0.93	33,200	
		0.88	33,200	風呂無し
県営楯岡中町アパート	63.7	0.94	90,200	
県営小出アパート1号	55.7	0.95	35,600	
県営小出アパート2号	58.0	0.95	37,700	
県営成田アパート	58.4	0.91	42,300	
	63.9	0.91	45,700	
	71.5	0.91	50,500	
県営屋城町アパート	61.4	0.98	74,700	
	61.8	0.98	74,900	
	72.2	0.98	87,900	
県営日光アパート1号	55.5	0.99	76,000	
	62.9	0.99	85,800	
県営日光アパート2号	55.5	0.99	77,600	
	62.9	0.99	87,400	
県営日光アパート3号	55.5	0.99	80,500	
	62.9	0.99	89,600	
県営日光アパート4号	55.5	0.99	82,900	
	62.9	0.99	93,300	
県営日光アパート5号	55.5	0.99	85,900	
	62.9	0.99	96,600	
県営長岡アパート1号	63.4	1.00	96,000	
	75.9	1.00	111,100	
県営長岡アパート2号	63.4	1.00	96,000	
	75.9	1.00	111,100	
県営長岡アパート3号	58.3	1.00	85,400	
	70.6	1.00	99,600	
県営長岡アパート4号	58.3	1.00	85,400	
	70.6	1.00	99,600	
県営交り江アパート1号	62.8	0.97	45,300	
県営交り江アパート2号	62.8	0.97	45,300	
県営天童駅西アパート1号	61.0	0.98	48,400	
	64.2	0.98	50,500	

県営天童駅西アパート2号	61.0	0.98	48,400
	64.2	0.98	50,500
県営天童駅西アパート3号	61.0	0.98	48,600
	64.2	0.98	50,800
県営天童駅南アパート1号	66.5	1.02	58,200
県営天童駅南アパート2号	66.5	1.02	58,200
	69.9	1.02	63,700
	73.1	1.02	66,200
県営天童南部アパート1号	66.3	1.01	100,500
	70.1	1.01	103,800
	77.6	1.01	115,500
	79.9	1.01	115,800
県営天童南部アパート2号	70.1	1.01	103,800
	79.9	1.01	115,800
県営天童南部アパート3号	66.3	1.01	100,500
	77.6	1.01	115,500
	79.9	1.01	115,800
県営天童南部アパート4号	70.1	1.01	100,700
	79.9	1.01	112,400
県営天童南部アパート5号	70.1	1.01	100,700
	79.9	1.01	112,400
県営東根中央アパート1号	62.6	1.00	51,200
	64.2	1.00	51,800
県営東根中央アパート2号	62.6	1.00	51,500
	64.2	1.00	52,200
県営東根中央アパート3号	62.6	1.00	52,600
	64.2	1.00	53,300
県営尾花沢アパート	62.6	0.98	55,300
	64.2	0.98	56,000
県営関ロアパート1号	57.2	0.98	78,800
	68.0	0.98	88,500
県営関ロアパート2号	57.3	0.98	95,000
	68.3	0.98	106,800
	68.6	0.98	109,100
県営関ロアパート3号	57.3	0.98	91,200
	57.7	0.98	92,400
県営桜木アパート1号	59.3	0.98	36,600
県営桜木アパート2号	59.3	0.98	36,600
県営芦沢アパート	52.8	0.85	21,500
県営近江アパート1号	62.6	1.00	54,200
	64.2	1.00	54,800
県営近江アパート2号	64.6	1.00	66,200
県営近江アパート3号	64.6	1.00	66,200
県営中原アパート1号	53.4	0.99	88,000
	69.4	0.99	108,300
県営中原アパート2号	53.4	0.99	88,600
	69.4	0.99	109,000
県営長崎アパート	62.8	0.98	40,700
県営谷地アパート1号	59.3	0.90	37,200

県営谷地アパート2号	71.1	0.94	102,900	
県営左沢アパート	59.3	0.85	41,200	
県営大石田アパート	59.4	0.89	43,300	
県営あけぼのアパート	50.3	0.89	65,600	
	56.8	0.89	69,900	
	63.7	0.89	77,300	
	70.3	0.89	83,100	
県営糠野目アパート	51.2	0.93	32,700	
県営糠野目第2アパート	62.6	0.92	51,000	
	64.2	0.92	51,600	
県営大町アパート	58.0	0.90	42,400	
県営館之北アパート	53.3	0.90	58,100	
	67.4	0.90	70,400	
	70.7	0.90	73,300	
県営小国アパート1号	58.0	0.87	38,000	
県営小国アパート2号	59.4	0.87	40,700	
県営白鷹アパート	55.7	0.86	42,200	
県営宝前町住宅	74.1	0.86	53,000	平成元年度 ^{しゅん} 竣工
	77.0	0.86	55,100	同
	77.8	0.86	55,600	同
	74.1	0.86	52,500	平成2年度 ^{しゅん} 竣工
	77.0	0.86	54,500	同
	77.8	0.86	55,100	同
県営あらとアパート1号	74.4	0.96	107,600	
県営あらとアパート2号	77.9	0.96	113,400	
県営飯豊アパート	59.4	0.92	45,800	
県営狩川アパート	58.0	0.80	38,200	
県営余目アパート	62.6	0.83	52,500	
	64.2	0.83	53,200	
県営遊佐アパート	59.3	0.87	41,600	

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第98号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成29年12月26日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
国分ひろみ後援会	國分浩実	國分裕子	東田川郡庄内町余目字矢口50	平成 29.11.7
幸福実現党新庄後援会	日向幸二	日向幸二	最上郡金山町大字飛森120-5	同 11.16

遊 山 会	阿 部 満 吉	齋 藤 武	飽海郡遊佐町吉出字東田道6	同	11. 21
-------	---------	-------	---------------	---	--------

山形県選挙管理委員会告示第99号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成29年12月26日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 熊 谷 誠

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党山形県バス支部	伊 藤 一 郎	会計責任者の氏名	小 関 和 夫	安 藤 昭 雄	平成 29. 6. 7

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	内 容		異動年月日
			新	旧	
かじわら宗明後援会	菅 沼 実	会計責任者の氏名	佐 藤 光 祐 紀	伊 藤 善 則	平成 29. 10. 8
新 寿 会	阿 部 寿 一	主たる事務所の所在地	酒田市本町三丁目1-6	酒田市富士見町一丁目1-1	同 10. 27
まき秀樹後援会	牧 秀 樹	会計責任者の氏名	牧 眞 喜 子	櫻 田 裕	同 11. 4
石川武利を励ます会	小 林 幸 一	会計責任者の氏名	石 川 千 春	佐 藤 俊 雄	同 11. 28
オール山形市民の会	阿部喜之助	主たる事務所の所在地	山形市東青田二丁目17番23号	山形市小白川町四丁目14番19号	同 11. 29
		代表者の氏名	阿 部 喜 之 助	本 間 利 雄	
		会計責任者の氏名	古 川 義 孝	森 俊 幸	
山形県介護政治連盟	高 梨 正 章	主たる事務所の所在地	新庄市沖の町1番20号	山形市香澄町三丁目2-1 山交ビル8階 岸宏一事務所内	同 12. 1

山形県選挙管理委員会告示第100号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成29年12月26日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政 治 団 体 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	解 散 年 月 日
あらい寛後援会荒友会	荒 井 敬 次 郎	平成29. 11. 15
後藤しょういち後援会	齋 藤 清 喜	平成29. 11. 17
佐藤みねお後援会	佐 藤 美 喜 雄	平成29. 11. 21
山形市民みんなの会	阿 部 喜 之 助	平成29. 11. 24
佐藤忠次地方政治研究会	佐 藤 忠 次	平成29. 11. 27

山形県選挙管理委員会告示第101号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

平成29年12月26日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 熊 谷 誠

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異 動 事 項	内 容		異動年月日
			新	旧	
阿 部 寿 一	新寿会	主たる事務所の所在地	酒田市本町三丁目1 - 6	酒田市富士見町一丁目1-1	平成 29. 10. 27

人事委員会関係

規 則

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

第78条第5項第1号中「100分の165」を「6月に支給する場合には100分の165」に、「100分の205」を「100分の205）、12月に支給する場合には100分の185（特定幹部職員にあつては、100分の225）に改め、同項第2号中「100分の80」を「6月に支給する場合には100分の80」に、「100分の100」を「100分の100）、12月に支給する場合には100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）に改める。

第106条に次の1項を加える。

3 条例第9条の2第1項第3号に規定する職は、行政職給料表、研究職給料表又は医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職で獣医学に関する専門的知識を必要とする人事委員会が認めるものとする。

第107条を次のように改める。

第107条 条例第9条の2第1項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 前条第1項に規定する職に採用された職員及び同条第2項に規定する職に採用された職員（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）であつて、その採用が、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（以下「大学」という。）卒業の日から37年（医師法に規定する臨床研修（第110条において「臨床研修」という。）を経た者にあつては39年、昭和43年法律第47号による改正前の医師法に規定する実地修練（第110条において「実地修練」という。）を経た者にあつては38年）を経過するまでの期間（次条第2号及び第112条において「経過

期間」という。)内に行われたもの

(2) 前条第3項に規定する職に採用された職員（獣医師法（昭和24年法律第186号）に規定する獣医師免許証を有する者に限る。）であつて、その採用が、大学卒業の日から人事委員会の定める年数を経過するまでの期間内に行われたもの

第108条第2号中「前条に規定する」を削り、同条に次の1号を加える。

(3) 前条第2号に規定する期間内に新たに第106条第3項に規定する職を占めることとなつた職員で獣医師法に規定する獣医師免許証を有するもの

第109条中「係らず」を「かかわらず」に、「35年」を「35年（第107条第2号又は前条第3号に規定する職員にあつては、15年）」に改める。

第110条第1項中「35年」を「35年（第107条第2号又は第108条第3号に規定する職員にあつては、15年）」に、「おいて」を「おいて、第107条第1号又は第108条第1号若しくは第2号に規定する職員で」に、「それぞれ採用の日又は第108条」を「それぞれ採用の日又は第108条第1号若しくは第2号」に、「職員（」を「もの（」に、「採用の日又は第108条」を「採用の日又は第108条第1号若しくは第2号」に改める。

第111条中「35年」を「35年（第107条第2号又は第108条第3号に規定する職員にあつては、15年）」に改める。

第112条中「経過期間」を「経過期間（第107条第2号又は第108条第3号に規定する職員にあつては、第107条第2号に規定する期間）」に改める。

別表第17中備考以外の部分を次のように改める。

別表第17

初任給調整手当定額表

職員の区分 期間の区分	第106条第1項の職を占める職員		第106条第2項の 職を占める職員	第106条第3項の 職を占める職員
	1 種	2 種		
	円	円	円	円
1 年 未 満	368,400	308,300	50,700	30,000
1年以上 2年未満	368,400	308,300	50,700	28,000
2年以上 3年未満	368,400	308,300	50,700	26,000
3年以上 4年未満	368,400	308,300	50,700	24,000
4年以上 5年未満	368,400	308,300	50,700	22,000
5年以上 6年未満	368,400	308,300	50,700	20,000
6年以上 7年未満	368,400	308,300	48,900	18,000
7年以上 8年未満	368,400	308,300	47,100	16,000
8年以上 9年未満	368,400	308,300	45,300	14,000
9年以上 10年未満	368,400	308,300	43,500	12,000
10年以上 11年未満	368,400	308,300	41,700	10,000
11年以上 12年未満	368,400	308,300	39,900	8,000
12年以上 13年未満	368,400	308,300	38,100	6,000
13年以上 14年未満	368,400	308,300	36,300	4,000
14年以上 15年未満	368,400	308,300	34,900	2,000
15年以上 16年未満	368,400	308,300	33,500	
16年以上 17年未満	364,400	305,000	32,100	
17年以上 18年未満	360,400	301,700	30,700	
18年以上 19年未満	356,400	298,400	29,300	
19年以上 20年未満	352,400	295,100	27,900	
20年以上 21年未満	348,400	291,800	26,500	
21年以上 22年未満	331,500	278,000	25,900	
22年以上 23年未満	314,300	264,000	25,300	
23年以上 24年未満	297,600	250,500	24,300	
24年以上 25年未満	280,700	236,600	23,700	
25年以上 26年未満	263,800	222,900	23,100	

26年以上 27年未満	243,000	205,300	22,500
27年以上 28年未満	222,600	188,200	21,900
28年以上 29年未満	202,200	170,900	21,100
29年以上 30年未満	181,400	153,300	20,800
30年以上 31年未満	159,500	135,300	20,400
31年以上 32年未満	137,600	117,000	19,800
32年以上 33年未満	115,900	99,100	18,900
33年以上 34年未満	84,000	73,100	18,000
34年以上 35年未満	54,200	48,800	17,300

附 則

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第78条第5項の改正規定は、公布の日から施行する。
- この規則（第78条第5項の改正規定に限る。）の規定による改正後の山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年12月26日

山 形 県 人 事 委 員 会

委 員 長 安 孫 子 俊 彦

第2条第1項第34号中「（条例第16条第1項第3号に定める職員に支給されるものを除く。）」を削る。

第12条第1項第36号中「（条例第16条第1項第3号に定める職員に支給されるものを除く。）」を削り、同条第2項中第4号を削り、同条第7項中「第2項第1号から第3号まで」を「第2項各号」に改める。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

公 告

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の8第2項の規定により、保育士試験を次のとおり実施する。
平成29年12月26日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

区 分	期 日	時 間	場 所
筆記	平成30年4月21日（土）	午前10時30分から午後4時30分まで	別途指定する。
	平成30年4月22日（日）	午前10時から午後4時30分まで	
実技	平成30年7月1日（日）	別途指定する。	別途指定する。

2 受験手続

受験申請書を平成30年1月31日（水）までに東京都豊島区高田三丁目19番10号一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに簡易書留により提出すること（平成30年1月31日（水）までの消印のあるもの）に限り受け付ける。）。

3 その他

- 平成30年保育士試験受験の手引及び受験申請書の配布を希望する者は、次のいずれかの方法により、平成30年1月24日（水）までに一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに請求すること。
 - 一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターのホームページから請求する方法
 - 「手引請求」と朱書きした封筒に、宛先明記の返信用封筒（角形2号）を封入して郵送する方法

- (2) 詳細については、一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター（電話0120(4194)82）に問い合わせること。

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）及び同号ロに規定する者としての認定に係る審査（以下「駐車監視員資格者認定考査」という。）を次のとおり実施する。

平成29年12月26日

山 形 県 公 安 委 員 会

委 員 長 小 林 由 紀 子

1 駐車監視員資格者講習

(1) 日時及び場所

内 容	日 時		場 所
講 義	期 日	平成30年2月5日（月）及び同月6日（火）	山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部
	時 間	受付 午前8時15分から午前8時40分まで 講義 午前8時45分から午後5時00分まで 指示 午後5時00分から午後5時15分まで	
修了考査	期 日	平成30年2月13日（火）	
	時 間	受付 午前8時15分から午前8時45分まで 考査 午前9時から午前10時まで 発表 午前11時から正午まで	

(2) 受講申込書の受付期間等

イ 受付期間

平成30年1月4日（木）から同月24日（水）まで

ロ 受付時間

平日の午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 受講申込書の提出先及び提出方法

イ 提出先

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）

ロ 提出方法

受講希望者本人が持参すること。代理人が提出する場合は、受講希望者からの委任状（様式は問わない。）を添付すること。

(4) 申込みに必要な書類等

イ 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通（交通指導課で受領するか、山形県警察本部のホームページからA4サイズで両面印刷すること。）

ロ 写真 1枚（申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル（裏面に氏名記載）のものを、イの受講申込書の所定の欄に貼り付けること。）

ハ 受講手数料20,000円（相当する額の山形県収入証紙を、イの受講申込書の所定の欄に貼り付けること。）
なお、納付された受講手数料は、還付しない。

(5) 定員

受講定員は100名とする。定員に達したときは、受付期間内であっても申込みを締め切る。

(6) 講習受講に必要な書類等

イ 駐車監視員資格者講習受講票

ロ 筆記用具

2 駐車監視員資格者認定考査

(1) 日時及び場所

日		時	場 所
期 日	平成30年2月13日（火）		山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部
時 間	受付	午前8時15分から午前8時45分まで	
	考査	午前9時から午前10時まで	
	発表	午前11時から正午まで	

(2) 認定申請書の受付期間等

1の(2)と同じ

(3) 認定申請書の提出先及び提出方法

1の(3)と同じ

(4) 申込みに必要な書類等

イ 認定申請書 1通（交通指導課で受領すること。）

ロ 写真 1枚（申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル（裏面に氏名記載）のものを、イの認定申請書の所定の欄に貼り付けること。）

ハ 確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第10条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

ニ 申請手数料4,500円（相当する額の山形県収入証紙を、イの認定申請書の所定の欄に貼り付けること。）

なお、納付された申請手数料は、還付しない。

(5) 認定考査受検に必要な書類等

イ 駐車監視員資格者認定考査受検票

ロ 筆記用具

3 問合せ先

本講習及び考査についての問合せは、交通指導課（電話023(626)0110 内線5124）に行うこと。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成29年11月に実施した平成28年度会計対象財政的援助団体等の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成29年12月26日

山形県監査委員	伊	藤	重	成
山形県監査委員	鈴	木		孝
山形県監査委員	武	田	一	夫
山形県監査委員	加	藤		香

1 学校法人東北公益文科大学

監査実施年月日 平成29年11月15日

担当監査委員 伊藤 重成、鈴木 孝、武田 一夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
330,000,000円	基本財産の現在額 600,000,000円 県の出資割合 55.0%	グローバルな視野を持ち、地域の人々とともに、地域社会が直面する経済、行政、福祉などの課題に、リーダーシップをもって果敢に取り組む人材の育成に寄与する。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

2 山形空港ビル株式会社

監査実施年月日 平成29年11月15日

担当監査委員 伊藤 重成、鈴木 孝、武田 一夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
153,600,000円	基本財産の現在額 480,000,000円 県の出資割合 32.0%	山形空港ビル及びこれに付帯する施設の賃借並びに航空旅客、航空貨物及び航空事業者に対する役務の提供等を行う。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

3 庄内空港ビル株式会社

監査実施年月日 平成29年11月15日

担当監査委員 伊藤 重成、鈴木 孝、武田 一夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
144,000,000円	基本財産の現在額 480,000,000円 県の出資割合 30.0%	庄内空港ビル及びこれに付帯する施設の賃借並びに航空旅客、航空貨物及び航空事業者に対する役務の提供等を行う。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

4 社会福祉法人山形県社会福祉事業団

監査実施年月日 平成29年11月15日

担当監査委員 伊藤 重成、鈴木 孝、武田 一夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
10,000,000円	基本財産の現在額 10,000,000円 県の出資割合 100.0%	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉事業を行う。

ロ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	28年度管理経費等	指 定 期 間	業 務 の 内 容
山形県立みやま荘	84,140,302円	平成28年4月1日 ～ 平成33年3月31日	山形県立みやま荘の施設等の維持管理及び運営に関する業務

ハ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
山形県社会福祉事業団 運営費補助金	293,407,989円	109,234,869円	山形県社会福祉事業団の健全な運営を確保するために要する経費に対し補助する。
県立社会福祉施設機能 強化等支援事業費補助 金	932,579,411円	911,675,626円	事業団に移譲した県立社会福祉施設の機能見直し及び事業団の自主経営の円滑化のために要する経費に対し補助する。
県立障がい者施設再整 備等支援事業費補助金	142,264,000円	142,264,000円	事業団に移譲した県立障がい者施設の機能見直し及び事業団の自主経営施設の改築に要する経費に対し補助する。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

5 公益財団法人山形県産業技術振興機構

監査実施年月日 平成29年11月15日

担当監査委員 伊藤 重成、鈴木 孝、武田 一夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
874,733,884円	基本財産の現在額 1,649,807,984円 県の出資割合 53.0%	産学官連携創造サイクルの創生、先端技術に関わる研究開発プロジェクトの推進、先導的な研究開発の支援と技術支援基盤の整備等により、県内企業の市場競争力を強化し、本県産業の自立的発展に貢献する。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

6 公益財団法人山形県国際交流協会

監査実施年月日 平成29年11月15日

担当監査委員 伊藤 重成、鈴木 孝、武田 一夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
267,264,000円	基本財産の現在額 370,928,280円 県の出資割合 72.1%	県民を主体とした国際交流を推進し、民間国際交流団体やボランティア活動の連携・協力の中核的役割を担う。

ロ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	28年度管理経費等	指 定 期 間	業 務 の 内 容
山形県国際交流センター	24,786,000円	平成27年4月1日 ～ 平成30年3月31日	国際交流センターの施設等の維持管理及び運営に関する業務

ハ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補 助 金 の 名 称	補助対象事業費	補 助 金 額	補 助 の 目 的
山形県国際交流協会事業費補助金	22,437,590円	10,341,000円	海外諸国との経済、文化、教育等の交流及び協力並びに海外移住の援護等の事業に要する経費に対し補助する。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

7 公益財団法人山形県建設技術センター

監査実施年月日 平成29年11月15日

担当監査委員 伊藤 重成、鈴木 孝、武田 一夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
41,470,000円	基本財産の現在額 72,940,000円 県の出資割合 56.9%	建設技術の向上と建設事業の効率的な推進を支援するとともに、下水道事業に係る維持管理の支援等を行うことにより、良質な社会資本の整備並びに生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に寄与し、広く県民の福祉の増進を図る。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

8 特定非営利活動法人みらい子育てネット山形

監査実施年月日 平成29年11月15日

担当監査委員 伊藤 重成、鈴木 孝、武田 一夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	28年度管理経費等	指 定 期 間	業 務 の 内 容
山形県こども館	14,210,000円	平成27年4月1日 ～ 平成30年3月31日	こども館の管理及び運営に関する業務

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

9 山形県中小企業団体中央会

監査実施年月日 平成29年11月15日

担当監査委員 伊藤 重成、鈴木 孝、武田 一夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	28年度管理経費等	指 定 期 間	業 務 の 内 容
山形県産業科学館	78,895,000円	平成27年4月1日 ～ 平成30年3月31日	産業科学館の施設等の維持管理及び運営に関する業務

ロ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補 助 金 の 名 称	補助対象事業費	補 助 金 額	補 助 の 目 的
山形県中小企業団体中央会補助金	125,340,065円	111,187,093円	山形県中小企業団体中央会の事業活動の促進を図るために中央会が行う事務に要する経費に対し補助する。
山形県中小企業トータルサポート事業費補助金	284,111,000円	255,165,868円	本県中小企業の競争力強化を推進し付加価値額の増加を図るため、設備投資や販路拡大等の取組に要する経費に対し補助する。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

10 特定非営利活動法人健康づくりサポート東北21

監査実施年月日 平成29年11月15日

担当監査委員 伊藤 重成、鈴木 孝、武田 一夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	28年度管理経費等	指 定 期 間	業 務 の 内 容
山形県民の海・プール	38,805,600円	平成26年4月1日 ～ 平成31年3月31日	県民の海・プールの施設等の維持管理及び運営に関する業務

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

11 特定非営利活動法人庄内海浜美化ボランティア

監査実施年月日 平成29年11月15日

担当監査委員 伊藤 重成、鈴木 孝、武田 一夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	28年度管理経費等	指 定 期 間	業 務 の 内 容
山形県酒田海洋センター	2,356,000円	平成27年4月1日 ～ 平成30年3月31日	山形県酒田海洋センターの管理及び運営に関する業務
酒田北港緑地展望台	4,927,000円	平成27年4月1日 ～ 平成30年3月31日	酒田北港緑地展望台の管理及び運営に関する業務

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

12 株式会社ヤマコー

監査実施年月日 平成29年11月15日

担当監査委員 伊藤 重成、鈴木 孝、武田 一夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管理施設名	28年度管理経費等	指定期間	業務の内容
山形県営駐車場	—	平成27年4月1日 ～ 平成30年3月31日	県営駐車場の管理及び運営に関する業務
山形県朝日少年自然の家	36,835,677円	平成28年4月1日 ～ 平成31年3月31日	朝日少年自然の家の管理及び運営に関する業務

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

13 株式会社山形ゴルフ倶楽部

監査実施年月日 平成29年11月15日

担当監査委員 伊藤 重成、鈴木 孝、武田 一夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管理施設名	28年度管理経費等	指定期間	業務の内容
県民ゴルフ場	—	平成28年4月1日 ～ 平成33年3月31日	県民ゴルフ場の施設等の維持管理及び運営に関する業務

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

14 青山建設株式会社

監査実施年月日 平成29年11月15日

担当監査委員 伊藤 重成、鈴木 孝、武田 一夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管理施設名	28年度管理経費等	指定期間	業務の内容
中山公園	58,987,000円	平成26年4月1日 ～ 平成31年3月31日	中山公園の施設等の維持管理及び運営に関する業務

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

15 東北警備保障株式会社

監査実施年月日 平成29年11月15日

担当監査委員 伊藤 重成、鈴木 孝、武田 一夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管理施設名	28年度管理経費等	指定期間	業務の内容
米沢ヘリポート	6,350,000円	平成27年4月1日 ～ 平成30年3月31日	米沢ヘリポートの施設等の維持管理及び運営に関する業務

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

16 一般社団法人庄内森林保全協会

監査実施年月日 平成29年11月15日

担当監査委員 伊藤 重成、鈴木 孝、武田 一夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管理施設名	28年度管理経費等	指定期間	業務の内容
山形県眺海の森	18,565,000円	平成28年4月1日 ～ 平成33年3月31日	眺海の森の管理及び運営に関する業務

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

17 公益社団法人山形交響楽協会

監査実施年月日 平成29年11月15日

担当監査委員 伊藤 重成、鈴木 孝、武田 一夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
山形県芸術文化団体育成費補助金	413,298,234円	30,000,000円	本県芸術文化の普及及び振興に資する芸術団体の育成に要する経費に対し補助する。
広域的文化交流発信事業費補助金	7,487,010円	1,502,000円	東京公演での集客力を活用し、本県の文化と物産を全国にアピールし、交流人口の増加を図る事業に要する経費に対し補助する。
文化芸術体験プログラム支援事業費補助金	10,341,301円	4,405,021円	子どもたちが地域の文化を知り、興味を持ち、実際に体験・参加する取組により、担い手育成を行うとともに、地域への愛着と誇りの醸成を図る事業に要する経費に対し補助する。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

18 協和木材株式会社

監査実施年月日 平成29年11月15日

担当監査委員 伊藤 重成、鈴木 孝、武田 一夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
山形県森林整備促進・林業等再生事業費補助金	3,284,582,400円	1,800,000,000円	輸入材に対抗できる効率的な県産材の生産体制を確立し、強い林業・木材産業を緊急に構築するための施設等整備事業に要する経費に対し補助する。
山形県森林整備加速化・林業再生事業費補助金	905,288,400円	480,000,000円	地域材の需要拡大と安定的・効率的な生産・供給体制の構築、持続的な林業経営の確立に向けた施設等整備事業に要する経費に対し補助する。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立中央病院清掃業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年12月26日

山形県立中央病院長 細 矢 貴 亮

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院3階 会議室3

(2) 日時 平成30年2月13日（火）午前10時

2 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県立中央病院清掃業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 契約締結の日から平成33年3月31日まで

(4) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額のうち平成31年9月30日分までの金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額と入札書に記載された金額のうち平成31年10月1日以後分の金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額との合計額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額のうち平成31年9月30日分までの金額の108分の100に相当する金額と平成31年10月1日以後分の金額の110分の100に相当する金額との合計額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 平成29年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成29年2月17日付け県公報第2821号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に

- 関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けていること。
- (6) 2の(1)の役務を履行する本店又は営業所等に関し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に規定する事業の登録を受けていること。
- (7) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15各号に定める基準に適合していること。
- (8) 一般病床数400床以上の病院において、過去5年以内に2の(1)の役務と同種の役務を履行した実績があることを証明できること。この場合において、現に2の(1)の役務と同種の役務を履行している場合であって当該役務に係る契約期間が平成30年3月31日までに終了するときは、当該役務を履行した実績があるものとみなす。
- (9) 2の(1)の役務を履行する本店又は営業所等に関して、医療関連サービス制度（一般財団法人医療関連サービス振興会）の院内清掃業務認定を取得していること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
山形市大字青柳1800番地 山形県立中央病院総務課施設係 電話番号023(685)2660
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成30年1月29日（月）午後3時までに山形県立中央病院総務課施設係に提出するとともに、併せて2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、山形県立中央病院の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
- (1) Nature and quantity of the services to be required: Cleaning of building of Yamagata Prefectural

Central Hospital: 1 set

(2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. February 13, 2018

(3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Yamagata Prefectural Central Hospital, 1800 Aoyagi, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-2292 Japan TEL 023 (685) 2660

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成29. 9. 29	第2882号	990	下から6	「告示」を「告示をするとき」	「告示は」を「告示をするときは」